

発熱・体調不良時における自宅待機・解除基準について

【自宅待機の基準】

以下のいずれかに該当する場合は、**保健室に連絡した上で**自宅待機とします。

- 1 発熱等の風邪症状が見られる場合。
(37.5℃以上) もしくは平熱より 0.5℃以上高い場合
(解熱剤やかぜ薬を飲み続けなければならないときを含む)
- 2 体調に異常のある場合。
△ 咳, 息苦しさ (呼吸困難), 息切れ, 強いだるさ (倦怠感), のどの痛み・違和感,
鼻水・鼻づまり, 頭痛, 下痢, 味覚障害, 嗅覚障害など

【自宅待機解除の基準】

次の1～3の全てを満たした場合、**保健室に連絡した上で**自宅待機解除とします。

- 1 解熱後4日経過した。
- 2 「発熱以外の症状△」が改善後4日経過した。
- 3 初期症状 (発熱又は症状△) を発症 (0日目) してから7日以上が経過した。

※2について判断がつかない場合、保健室に確認してください。

〔国際関係学部・短期大学部(三島校舎) 保健室〕

【平日 9:00～17:00, 土曜 9:00～13:00】 TEL 055-980-0851 (本校舎)

055-980-1925 (三島駅北口校舎)

【上記以外の時間帯】 mail irb-hokenshitsu@nihon-u.ac.jp